

## 第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和5年10月17日(火) 午前10時00分

場 所 津市美里庁舎 2階 会議室1

出席部会委員 3 下井 弘・4 田村 明・5 若林 卓哉・8 喜多 義幸  
9 竹尾 泰・10 田中 茂人・11 清水 喜代己  
12 平松 崇己・13 横山 光次・19 太田 義政  
21 坂野 大徹・23 水谷 隆

以上12名

欠席委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：中山主査 美里：中瀬担当副主幹  
安濃：横井担当副主幹

議事録署名者 9 竹尾 泰・10 田中 茂人

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)  
報告第5号 買受適格証明願(競売)について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)  
議案第9号 非農地証明願について  
議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)  
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 早速でございますが、第10回第1農地部会を開催いたします。  
本日は1番 小澤 哲男委員と2番 川邊 千秋委員が欠席で、出席委員は12名でございます。  
それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。  
9番 竹尾 泰委員、10番 田中 茂人委員よろしく申し上げます。  
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。  
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、お願いいたします。

11ページの報告第5号をご覧ください。  
合計欄に記載された農地の種別につきまして、【田】となっているところを【畑】に修正をお願いします。

続きまして、別冊でお配りした議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についての4ページ及び5ページをご覧ください。

整理番号3-14-1及び5ページに記載された整理番号3-14-2の記載が漏れておりました。この修正に合わせて、44ページ及び45ページに詳細を追加いたしました。

これらの修正に伴い、全体のページ数も変更されることから改めて利用集積計画をお手元にお配りさせていただきました。

訂正等は以上になります。

それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から番号19で、件数は19件、合計面積は42,883㎡で、その内訳は田が22,300㎡で畑が20,583㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

4ページから7ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から11で、件数は11件、合計面積は41,438㎡で、その内訳は田が29,541㎡、畑が11,881㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 駐車場用地

番号2 長屋住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は1,749㎡で、田が992㎡で畑が757㎡でございます。

9ページから10ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

番号2 分譲住宅用地

番号3 共同住宅用地

番号4 一般個人住宅用地

番号5 貸駐車場用地

番号6 共同住宅用地

番号7 駐車場用地

番号8 美容院及び駐車場用地

番号9 共同住宅用地

番号10 倉庫及び小動物小屋用地

番号11 店舗及び駐車場用地

以上、件数は11件、合計面積は5,915.71㎡で、その内訳は田が4,086.71㎡で畑が1,829㎡でございます。

11ページをお願いします。

報告第5号 買受適格証明願（競売）について、でございます。

番号1 分譲住宅用地

これにつきましては、三重県地方税回収機構が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数は1件、合計面積は畑で316㎡でございます。

報告案件につきましては、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、12ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 橋南、申請地 津興船頭町\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目と

も畑、面積 239㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号2、地区 安東、申請地 河辺町正ノ坪 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 587㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 9,678㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号3、地区 安東、申請地 河辺町小脇 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 29㎡ 外2筆、合計面積 227㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 15,000㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由及び譲渡理由は、自作地相互の交換のためです。

番号4、地区 大里、申請地 大里睦合町古川 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 889㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 535㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

番号5、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,024㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 43,727.10㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 高野尾、申請地 高野尾町清水 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 109㎡ 外3筆、合計面積 2,692㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 100,300㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

13ページをお願いします。

番号7、地区 神戸、申請地 神戸西垣内 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 333㎡ 外2筆、合計面積 600㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号8、地区 黒田、申請地 河芸町浜田上箕田 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,418㎡ 外2筆、合計面積 3,437㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 14,295㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号9、地区 黒田、申請地 河芸町赤部天王前 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,964㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,505㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町楠原上新開\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 29㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 2,670㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

14ページをお願いします。

番号11、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 94㎡ 外4筆、合計面積 5,260㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 1,027㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号12、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本新町\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 390㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、受贈のため、譲渡理由は、贈与のためです。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 971㎡ 外1筆、合計面積 1,975㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,225㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号15、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,563㎡ 外1筆、合計面積 3,174㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、営農縮小のためです。

15ページをお願いします。

番号16、地区 明合、申請地 安濃町大塚久保\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 951㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号17、地区 明合、申請地 安濃町大塚久保\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 894㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

なお、\_\_\_\_\_につきましては、農農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしていることを添付

書類で確認しております。

番号18、地区 草生、申請地 安濃町安部イザナギ\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 422㎡ 外2筆、合計面積 4,048㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 7,276㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号19、地区 村主、申請地 安濃町南神山井坪\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 167㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による耕作不便のためです。

番号20、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 530㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 18,611㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号21、地区 長野、申請地 美里町北長野細野\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 849㎡ 外1筆、合計面積 1,878㎡、受人 \_\_\_\_\_、面積 17,922㎡、渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は21件、面積は32,180㎡で、このうち田が27,511㎡、畑が4,669㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 橋南、番号2、番号3、地区 安東。

事務局 番号1番、2番、3番は、本日、川邊委員が欠席のため、事前に現地委員に確認して問題ないということを確認しております。

1番橋南は10月10日に推進委員さんと現地確認した上で問題ないと報告を受けております。

2番につきましては10月6日に推進委員と現地を確認したところ問題ないという報告を受けております。

3番につきましては10月6日に推進委員と現地確認をしたところ、問題ないという報告を受けております。

以上です。

議 長 番号4、地区 大里、番号5、番号6、地区 高野尾、お願いします。

若林委員 5番若林です。推進委員と現地確認させてもらいましたが、何ら問題ないので許可をお願いします。

議 長 番号7、地区 神戸、お願いします。

事務局 本日、小澤委員が欠席という事ですが、7番神戸の案件に関しましては、10月6日に現地確認を行い、問題はない旨の報告を受けております。

議 長 番号8、番号9、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。番号8と9、事務局の説明通りです。何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号10、地区 明、番号11、番号12、地区 棕本、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。番号10番、11番、12番、10月6日に事務局、推進委員の方と現地確認をしました。特に問題は無いと判断をしました。

議 長 番号13から番号17、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。現地は作られてない様なところですが、作るという事で何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号18、地区 草生、番号19、地区 村主、お願いします。

横山委員 13番横山です。10月6日、事務局、推進委員の方と現地確認させていただきました。何ら問題ないという事でよろしくお願いします。

議 長 番号20、地区 辰水、番号21、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。現地確認をさせていただきましたところ、農地として所有権を移転するという事で、何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議 長 所有権移転の案件が多かったようですが、農地として守られるという事です。番号1から番号21について、地元委員さんから異議なしということですが、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局

17ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。

番号1、地区 明合、申請地 安濃町野口西谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 926㎡ 外2筆、合計面積 1,723㎡、借受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、貸渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 明合、申請地 安濃町野口西谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1,050㎡ 外1筆、合計面積 2,142㎡、借受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、貸渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 明合、申請地 安濃町野口北興\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 2,125㎡ 外1筆、合計面積 4,458㎡、借受人 \_\_\_\_\_、面積 0㎡、貸渡人 \_\_\_\_\_。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は3件、合計面積は8,323㎡で、田が8,242㎡で畑が81㎡でございます。

これらの案件につきましては、すべて賃借人が適正な営農を行っていないとなった時に契約を解除できる、解除条件付きの賃貸借契約書が添付されております。

また、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1から番号3、地区 明合、お願いします。

平松委員

12番平松です。何ら問題ないとはなかなか言い切れないと思いますが、ブルーベリーを作るところの会社がお金を出して借りするという形ですが、こういう形が今後増えてくるかも分かりません。たまたま今回は地主さんが賃貸借の形なのですが、ブルーベリーを作られるという事で許可を出すのはおかしくないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 1号議案でも新規営農という \_\_\_\_\_ というのが上がっておりましたが。

事務局 今回初めてです。

議 長 番号1から番号3について、地元委員さんから、異議なしと言う事です。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。

番号1、地区 長野、申請地 美里町南長野蛇波見 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 607 m<sup>2</sup>、区分地上権者 \_\_\_\_\_、区分地上権設定者 \_\_\_\_\_。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

番号2、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 188 m<sup>2</sup>、区分地上権者 \_\_\_\_\_、区分地上権設定者 \_\_\_\_\_。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

番号3、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 346 m<sup>2</sup>、区分地上権者 \_\_\_\_\_、区分地上権設定者 \_\_\_\_\_。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

番号4、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷 \_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 347 m<sup>2</sup>、区分地上権者 \_\_\_\_\_、区分地上権設定者 \_\_\_\_\_。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

番号5、地区 明合、申請地 安濃町田端上野川原 \_\_\_\_\_、登記地目・現

況地目とも田、面積 2, 362㎡、区分地上権者 \_\_\_\_\_、区分地上権設定者 \_\_\_\_\_。

設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。

以上、件数は5件で、合計面積は7, 850㎡、すべて田でございます。

この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この案件に関連し、議案第8号農地法第5条1項の規定による許可申請について（地上権）もご審議いただきます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1から番号4、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。番号1、2、3、4、事務局の説明通り、営農型太陽光という事で、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。太陽光の下で柵を作るという事で、太陽光をさせて、投資させるのだと思いますが、営農型という事で、よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページをお願いします。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 安濃、申請地 安濃町清水佐倉\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 170㎡ 外2筆、合計面積 759㎡、申請者 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を長屋新築とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は759㎡で、すべて田でございます。  
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安濃、お願いします。

平松委員 12番平松です。\_\_\_\_\_の中にあるところでして、周囲は家が建っていません。新しくアパートを建てるという事で問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議なしという事でございます。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 黒田、申請地 河芸町赤部東浦\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 161㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。  
平成元年ごろから駐車場として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、申請地 河芸町浜田上箕田\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 204㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 豊津、申請地 河芸町影重浜新田\_\_\_\_\_、登記地目 畑、

現況地目 雑種地、面積 1,565㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

令和3年2月ごろに資材置場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明、申請地 芸濃町忍田満谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 988㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を植林とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤廻井\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 604㎡ 外1筆、合計面積 734㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、545㎡、パネル設置率は、74.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明、申請地 芸濃町中縄大市込\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 675㎡ 外1筆、合計面積 1,383㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、381.6㎡、メンテナンススペースと資材置場を確保するため、パネル設置率は、27.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本念佛田\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 畑、面積 1,457㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、402㎡、メンテナンススペースと資材置場を確保するため、パネル設置率は、27.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いします。

番号8、地区 辰水、申請地 美里町家所南之内\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも畑、面積 695㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 高宮、申請地 美里町三郷西出\_\_\_\_\_、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 71㎡、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を工場用地とするものです。

平成22年に倉庫を建設した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件で、面積は7, 258㎡で、このうち田が2, 649㎡、畑が4, 609㎡でございます。  
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、番号2、地区 黒田

喜多委員 8番喜多です。事務局が先ほど説明していただいたとおり何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 番号3、地区 豊津、申し上げます。

喜多委員 10月6日に部会長、私、地元推進委員、事務局も現地に来ていただいて見ていただきました。何ら問題ないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 番号4から番号6、地区 明、番号7、地区 椋本、申し上げます。

竹尾委員 9番竹尾です。4番、5番、6番、7番と10月6日に事務局、推進委員の方と一緒に現地確認しました。特に問題ないと判断をしました。

議 長 番号8、地区 辰水、番号9、地区 高宮、申し上げます。

清水委員 11番清水です。現地を確認させていただきましたところ、両物件とも何も問題ないとして申し上げます。

議 長 番号1から番号9について、地元委員さんから、異議なしという事でした。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いします。  
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。  
番号1、地区 安東、申請地 安東町東園\_\_\_\_\_、登記地目 田、現況地

目 畑、面積 1, 128㎡の内150㎡ 外2筆、合計面積 2, 388㎡  
の内600㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を1か月間の資材置場用地として一時転用する  
ものです。

農地区分は、第1種農地と判断されます。

番号2、地区 雲出、申請地 雲出長常町若子\_\_\_\_\_、登記地目・現況地  
目とも畑、面積 2, 916㎡の内1, 696㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡  
人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地をネギ集出荷場、倉庫、駐車場、資材置場とす  
るものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は2, 296㎡で、このうち田が600㎡、  
畑が1, 696㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、  
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 安東、お願いします。

事 務 局 川邊委員が欠席ですので、10月13日推進委員と現地確認をして問題がな  
い旨の報告を受けておりますのでご報告させていただきます。

議 長 番号2、地区 雲出、お願いします。

下井委員 3番下井です。この案件ですけど、先般関係者と現地確認しまして、特に問  
題ないということです。地主の\_\_\_\_\_さん所有の土地を、自分が\_\_\_\_\_に  
貸すというかたちです。白ネギの集出荷、資材置場、駐車場に使うという事  
です。問題ないと思います。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でござい  
ます。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案6号については、許可をすることに決定いた  
します。

次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用  
貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いします。  
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）  
でございます。  
番号1、地区 高宮、申請地 美里町三郷西出\_\_\_\_\_、登記地目・現況地  
目とも畑、面積 499㎡、借受人 \_\_\_\_\_ 外1名、貸渡人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。  
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件で、合計面積は499㎡で、すべて畑でございます。  
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許  
可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高宮、お願いします。

清水委員 11番清水です。この案件、現地確認しましたが別に問題ないと思います。  
よろしくお願いします。

議長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第7号については、許可をすることに決定を  
いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上  
権）事務局の説明をお願いします。

事務局 24ページをお願いします。  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、  
でございます。  
番号1、地区 長野、申請地 美里町南長野蛇波見\_\_\_\_\_、登記地目・現  
況地目とも田、面積 1,607㎡の内0.36㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡  
人 \_\_\_\_\_。  
これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として  
一時転用するものです。  
農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号2、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況

地目とも田、面積 1, 188㎡の内0.30㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号3、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 346㎡の内0.29㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号4、地区 長野、申請地 美里町桂畑墓之谷\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 347㎡の内0.30㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

番号5、地区 明合、申請地 安濃町田端上野川原\_\_\_\_\_、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 362㎡の内0.38㎡、借受人 \_\_\_\_\_、貸渡人 \_\_\_\_\_。

これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地として一時転用するものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は5件で、面積は1.63㎡で、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、許可要件である、転用の確実性・周辺農地への被害防除措置・下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか・農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか・支柱の高さが2m以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1から番号4、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。先ほど議案第3号でもありました様に、営農型の地上権ということで、1番、2番、3番、4番もいずれも良く似たところで、圃場整備したところであっても棚田の様なところでして、現在でも遊休地になろうとしているところですので、よろしく申し上げます。問題ないと思います。

議 長 番号5、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。支柱部分をとということで、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 10年後はどうなるのですか。自動的に更新とか。

事務局 再度申請です。

議 長 こちらから指示するのですか。

事務局 継続しているようでしたら、再度申請する様に指導します。指示の義務は無いのですが、申請者が本来出すべきですが、漏れるとよろしくないのです。

議 長 一時転用は10年以上は出来ないのですか。

事務局 10年以上は出来ません。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから、異議無しということがございます。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第9号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 25ページをお願いします。  
議案第9号 非農地証明願について、でございます。  
番号1、地区 長野、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町南長野観音寺\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 283㎡ 外3筆、合計面積 685㎡。  
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年撮影）により、申請地に平成5年頃から作業所及び農機具等の大型化に伴い倉庫等を建設し、現在に至ることが確認できました。

番号2、地区 長野、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町南長野東浦\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 634㎡。  
これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年撮影）により、申請地に平成15年6月ごろに居宅・車庫・物置等を建築し、現在に至ることが確認できました。

番号3、地区 草生、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生小丸\_\_\_\_\_、  
登記地目 畑、現況地目 山林、面積 132㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年撮影）により、  
申請地に前売主が昭和50年頃に山林化し、現在に至ることが確認できました。

番号4、地区 草生、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安部宮ノ下\_\_\_\_\_、  
登記地目 畑、現況地目 山林、面積 214㎡ 外1筆、合計面積 389  
㎡。

これにつきましては、空中写真撮影記録証明書（平成15年撮影）により、  
申請地に願出者の父が昭和50年頃に杉の木を植樹したが、放置され現在に至  
ることが確認できました。

以上、件数は4件で、合計面積は1,840㎡、このうち田が1,287㎡、  
畑が553㎡でございます。

いずれの案件につきましても、申請地は農地以外の用に供され20年以上が  
経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定  
に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考え  
ます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、番号2、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番清水です。事務局から説明がございましたが、1番も2番も、そのよ  
うなことでございます。何も問題ないと思っております。

議 長 番号3、番号4、地区 草生、お願いします。

横山委員 13番横山です。現地確認させていただきました。3番、4番、同じように  
山林になってきまして、畑に戻る様な状態では無かったので、よろしくお願  
いします。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言があり  
ました。  
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第9号については、証明することといたしま  
す。

次に別冊でお配りしました、議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一  
部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利

用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で60,183㎡畑の賃貸借、使用貸借で7,280㎡、契約件数は16件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で9,999㎡、契約件数は4件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借89,913㎡畑の賃貸借で1,359㎡、契約件数は14件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借で19,819㎡、契約件数は6件でございます。

美里地区につきましては、田の所有権移転で2,683㎡、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて182,597㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で8,639㎡、合計契約件数は41件、合計面積は191,236㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区10件、河芸地区1件、安濃地区7件、芸濃地区5件で合計23件、合計面積は116,420㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で56%、面積で61%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は5ページにあります3-14-2の1件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件はございません。

以上で説明を終わります。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

今月分については、議事参与の制限に該当する案件がありませんので、このままご審議をお願いします。

皆さんいかがでしょうか。

この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第10回第1農地部会を終了いたします。

午前11時06分

令和5年10月17日

議事録署名者

\_\_\_\_\_

議事録署名者

\_\_\_\_\_